

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会 [平成15年12月25日] 提出)

(第4回協議会 [平成15年12月25日] 確認)

協定項目	防災関係の取扱い
調整の内容	<p>1. 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。</p> <p>2. 災害対策本部の編成については、合併時に組織編成を行う。</p> <p>3. 災害時の情報伝達については、合併時に新たな連絡体制を確立する。</p>

協定項目	防災関係の取扱い	関係項目	防災会議について
調整の具体的内容	合併時に防災会議条例を制定する。		
調 整 内 容	3 町 の 現 況		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<p><防災会議> 条例の名称</p> <p>白石町防災会議条例</p>	<p>福富町防災会議条例</p>	<p>有明町防災会議条例</p> <p>【白石町と同じ】</p>
	<p>条例の内容</p> <p>1. 趣旨 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、白石町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。</p> <p>2. 所掌事務 白石町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>3. 会長及び委員 会長は、町長をもって充てる。 委員の定数は19人とする。</p> <p>4. 専門委員</p>	<p>1. 趣旨 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、福富町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。</p> <p>2. 所掌事務 福富町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。 【白石町と同じ】 水防法第25条の水防計画を調査審議すること。 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>3. 会長及び委員 【白石町と同じ】 委員の定数は19人以内とする。</p> <p>4. 【白石町と同じ】</p>	<p>1. 趣旨</p> <p>2. 所掌事務 有明町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 【白石町と同じ】 【白石町と同じ】</p> <p>3. 会長及び委員 【白石町と同じ】 委員の定数は21人とする。</p> <p>4. 【白石町と同じ】</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	防災関係の取扱い	関係項目	災害対策本部について	
調整の具体的内容	合併時に災害対策本部条例を制定し、組織編成を行う。			
調 整 内 容	3 町 の 現 況			
	項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	< 災 害 対 策 本 部 > 条 例 の 名 称	白石町災害対策本部条例	福富町災害対策本部条例	有明町災害対策本部条例
条 例 の 内 容	<p>1. 目的</p> <p>この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、白石町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. 組織</p> <p>災害対策本部長 災害対策副本部長 災害対策本部員</p> <p>3. 部</p> <p>災害対策本部に部を置くことができる。</p>	<p>1. 趣旨</p> <p>この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、福富町災害対策本部に関し必要事項を定めるものとする。</p> <p>2. 組織</p> <p>災害対策本部長 災害対策副本部長 災害対策本部員</p> <p>3. 部</p> <p>災害対策本部に部を置くことができる。</p>	<p>1. 目的</p> <p>この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、有明町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. 組織</p> <p>災害対策本部長 災害対策副本部長 災害対策本部員</p> <p>3. 部</p> <p>災害対策本部に部を置くことができる。</p>	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	防災関係の取扱い	関係項目	非常連絡体制について
調整の具体的内容		新町の地域防災計画を策定する中で、非常連絡体制について充実を図る。	
調 整 内 容	3 町	の	現 況
	白石町	福富町	有明町
	<p><災害時の住民への情報伝達手段></p> <ul style="list-style-type: none"> 白石地域総合通信システム（グリーンネットしるいし）を利用し、各世帯に連絡 白石町広報車による連呼 白石警察署パトロールカーによる連呼 白石町防災行政無線を利用した屋外拡声器による連絡 拡声器による通報（公民館に備え付けてある地域のみ） 	<p><災害時の住民への情報伝達手段></p> <ul style="list-style-type: none"> 白石地域総合通信システム（グリーンネットしるいし）を利用し、各世帯に連絡 福富町防災行政無線を利用した屋外拡声器による連絡 	<p><災害時の住民への情報伝達手段></p> <ul style="list-style-type: none"> 白石地域総合通信システム（グリーンネットしるいし）を利用し、各世帯に連絡 有明町防災行政無線を利用した屋外拡声器による連絡
<p><気象情報伝達及び通報連絡></p> <p>・警戒体制時における場合</p>			
<p>・災害対策本部設置後における場合</p>			